

地域密着型地方自治制度研究会議について

2006.7.28 福島県行政経営 G

趣旨（分権宣言進化プログラム）

より地域の実状を踏まえた運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議」を設置して共同研究を行い、住民のニーズや意見を取り入れながら提言をとりまとめる。

なお、地域の実状及び住民や市町村の活動が、よりの確に反映されるよう、地方振興局地域連携室と密接な連携のもと進める。

取組みの概要

会議設立の趣旨から、次のような制度面・自治運営面に係る論点について議論を深める。

《制度面》

地域の実情に応じた自治運営に必要な自治制度の弾力化
市町村と市町村、市町村と県の連携を図る上での制度の弾力化

《自治運営面》

国の過剰関与
県の過剰関与
住民、住民組織（町内会、NPO等）との関係

個別テーマについて一定の議論の深まりが得られた場合には、内容を取りまとめて関係機関（市長会・町村会、地域連携室、分権改革プロジェクトチーム等）に送付し、具現化に向けた議論に結びつけていく。

《今後の予定》

第一回で議論した論点から、第二回目以降は回ごとの議論テーマをある程度絞り、事前に各団体に具体的な事例を洗い出しを依頼し、具体論を深めていく。

（例：第 回…制度面：シティ・マゼジャーの可能性、運営面：国庫補助の具体的問題点）

第二回目は10月頃開催を検討

【論点イメージ】

〔制度面〕

地方分権の本来の趣旨からすれば、地方自治制度も主役である住民の手に委ねられていると考えるべきである。

その理念に基づき、国によって画一的に定められた地方自治制度について、住民による自治、住民に身近な自治の観点から、具体的な問題点を指摘していくこととしたい。

1 地域の実情に応じた自治運営に必要な自治制度の弾力化

《具体的な論点例》

- ・教育委員会や農業委員会などの他、法律で必置となっている審議会等について、地域の実情を踏まえて設置の選択ができるようにする
第28次地方制度調査会審議内容に関連
- ・一律的に定められた執行機関制度について、地域の実情に応じてその在り方を選択できるようにする
第28次地方制度調査会審議内容に関連
- ・地方財政制度や地方交付税制度、地方税制度等に関する問題点 等

2 市町村と市町村、市町村と県の連携を図る上での制度の弾力化

《具体的な論点例》

- ・既存の広域行政制度（一部事務組合や広域連合）の活用における制度上の問題点
構成自治体との関係、一組等の行財政制度 等
- ・それぞれの自治体が目的に応じて連携を図る上で障壁となる制度上の制約
環境問題、ごみ問題、有害鳥獣問題等の具体的問題
自治体相互による事務の受委託 等

〔自治運営面〕

平成12年の地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたことに代表されるように、大枠では平成6年の分権宣言で本県が目指した「住民に身近な市町村を中心」とした地方分権化に向けて整備が行われてきている。

しかし、国は依然として高い規律密度を維持しようと、法令や補助金によって地方の自主・自立を阻害している。このことは、地方自治法第1条の2の国と地方の役割分担に関する規定の趣旨を形骸化させるものであり、その具体的な解決を目指したい。

一方、市町村と県の関係においても同様の問題が存在することが考えられ、さらに、住民との関係において、自治の主役である住民の自主的主体的な活動を阻害する問題も存在すると考えられ、具体論で議論を進めて問題提起を行ってまいりたい。

1 国の過剰関与

《具体的な論点例》

- ・「根拠なく呼びつけられることがある」「国の担当者の判断が事務連絡で伝えられ、強制力を持っている」「技術的助言と称して必要以上の資料提供を求められる」等の地方分権を形骸化させる具体的な問題事例
- ・国庫補助金等における一方的な補助率の切り下げ等、国の都合によって地域の自主的・主体的な運営が阻害されている問題事例

2 県の過剰関与

《具体的な論点例》

- ・「単に国から言われたことを市町村につなぐだけ」「根拠なく 事務を押しつける」等の地方分権を形骸化させる具体的な問題事例
- ・市町村の自主・自立を阻害する問題事例

3 住民、住民組織（町内会、NPO等）との関係

《具体的な論点例》

- ・分権宣言進化プログラムの調査過程では、「行政はNPOが安上がりの委託先と思っている」「一つのことをやるのに何度もたらい回しされる」「行政職員は市民活動に参加しない」などの問題点が指摘されている

地域密着型地方自治制度研究会議の議論内容の発信イメージ

